

野木町中小企業・小規模企業の振興に関する条例のご案内

問産業課(57)4153

7月1日より新しく施行された条例です。町内の中小企業・小規模企業の振興により、一層豊かで魅力あるまちづくりを推進します。

◆どんな条例なの？

地域経済を支える町内の中小企業・小規模企業の振興を図るために、基本となる事項を定めた条例です。



◆なぜ条例が必要なの？

町内の中小企業・小規模企業は、これまで地域経済の成長を支えてきました。しかし、経済環境は人口減少や少子高齢化、不況の影響など、中小企業・小規模企業にとって厳しい状況にあります。

地域経済の活性化を図るためには、中小企業・小規模企業の持続的な成長発展が重要なことから、振興を推進するためのよりどころとして条例を制定しました。

◆対象者は？

町内の中小企業者・小規模企業者や町、中小企業等支援団体、金融機関、町民で、それぞれ役割などがあります(下図参照)。それぞれが連携し、中小企業・小規模企業の振興に取り組んでいくことが必要です。条例については町ホームページをご覧ください。

◆中小企業者とは？

中小企業基本法第2条第1項に定める表1の企業者です。

【表1】中小企業者の定義

業種分類	中小企業者の定義
製造業、建設業、運輸業、その他(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が300名以下の会社および個人
卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が100名以下の会社および個人
サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が100名以下の会社および個人
小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が50名以下の会社および個人

◆小規模企業者とは？

中小企業基本法第2条第5項に定める表2の企業者です。

【表2】小規模企業者の定義

業種分類	小規模企業者の定義
製造業、建設業、運輸業、その他(※)	・従業員数が20名以下
卸売業、小売業、サービス業	・従業員数が5名以下

※その他の業種…鉱業、電気・ガス、金融・保険業、不動産業

図：条例のイメージ

